

証券コード 7117

2024年8月14日

電子提供措置の開始日 2024年8月6日

株 主 各 位

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田4番地の1

株 式 会 社 ミ モ ナ

代表取締役 池 田 道 夫

第 18 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第 18 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第 18 期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.mimona.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ミモナ」または「コード」に当社証券コード「7117」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年8月28日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024 年 8 月 29 日（木曜日） 午前 9 時30分
2. 場 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田 4 番地の 1
当社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第 18 期（自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第 18 期（自 2023 年 6 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日）計算書類報
告の件

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8 名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書により議決権を行使される場合において、各議案に対する賛否を表示
されないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ
いますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を
掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は任期満了となります。桑野光生氏は本総会終結の時をもって退任することに加え、新任取締役として、前田尚士氏、浅田純子氏、服部義一氏を取締役候補者とするため、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	池田 道夫 (1971年3月9日生) 再任	1994年4月 サーフショップ設立 2006年9月 当社設立 代表社長 2021年4月 当社代表取締役(現任) 2021年3月 エストレード株式会社設立 代表取締役 企業経営における最高責任者 (重要な兼職の状況) エストレード株式会社代表取締役社長	299,900株
2	山中 一晃 (1971年1月13日生) 再任	1989年4月 まねきや硝子株式会社入社 1992年4月 辻中電化工業株式会社入社 1998年1月 由村電器株式会社入社 2011年4月 株式会社共栄テクシード入社 2013年6月 当社入社 2018年10月 当社eコマース事業部長 2021年4月 当社取締役 経営管理部長 人事・法務・情報発信・経営管理 2024年6月 当社取締役 eコマース事業部長(現任)	—
3	長谷場 友理子 (1983年8月27日生) 再任	2006年4月 東和産業株式会社入社 2009年9月 当社入社 2021年4月 当社eコマース事業部長 2021年4月 当社取締役 eコマース事業部長 在庫管理・販売企画・営業 2024年6月 当社取締役 MD事業部長(現任)	—
4	藤本 剛 (1987年4月24日生) 再任	2009年8月 株式会社ルートワン入社 2012年4月 株式会社ルートワン・パワー入社 2015年4月 CCCモバイル株式会社出向 2018年4月 カルチャ・コンビニエンス・クラブ 株式会社入社 2024年2月 当社入社 2024年4月 当社取締役 東京支店 2024年6月 当社取締役 事業開発部長(現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
5	徳山 博 (1978年8月6日生) 再任	2003年11月 中央青山監査法人 (現監査法人トーマツ)入所 2008年9月 徳山公認会計士事務所設立 2019年12月 株式会社StandbyC FOSを設立、 代表取締役社長(現任) 2024年4月 当社入社 当社取締役 IR 子会社担当(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社StandbyC FOS代表取締役社長	—
6	前田 尚士 (1974年3月30日生) 新任取締役候補	2001年4月 株式会社ルートワン入社 2012年8月 株式会社ルートワン・パワー入社 専務取締役(現任) 2017年7月 株式会社ルートワン 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ルートワン代表取締役	—
		(取締役候補とした理由) 当社の事業とは異なる分野で活躍し、企画、販売、店舗運営管理等における豊富な経験や知識を通じて営業基盤の強化に活かし、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できる人材と判断致しました。	
7	浅田純子 (戸籍上の氏名： 下出 純子) (1974年7月10日生) 新任取締役候補	1998年2月 株式会社ルートワン入社 2012年8月 株式会社ルートワン・パワー入社 2024年4月 株式会社ネクストワン 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ネクストワン取締役	—
		(取締役候補とした理由) 当社の事業とは異なる分野で財務、経理を中心とした経営管理分野に関する豊富な知識、経験を通じて、経営管理基盤の強化に活かし、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できる人材と判断致しました。	
8	服部 義一 (1970年6月25日生) 新任取締役候補 社外取締役候補	1995年10月 株式会社ルートワン設立 代表取締役社長 2006年10月 テレコムサービス株式会社 代表取締役社長 2008年4月 株式会社光通信 上級執行役員 2012年6月 株式会社ルートワン・パワー設立 代表取締役(現任) 2013年6月 UUM株式会社取締役 2014年12月 CCCモバイル株式会社 代表取締役社長 2015年4月 株式会社TSUTAYA取締役 2020年7月 株式会社プレステージインターナショナル取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社ルートワン・パワー代表取締役	—
		(取締役候補とした理由) 企業経営者として豊富な見識を有し、既存事業及び新たな成長産業への支援事業への豊富な経験と知見を有していることから、成長事業・産業への投資に対する助言、提言を通じて経営全般の強化に活かし、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できる人材と判断致しました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池田道夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は服部義一氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。

以上

添付書類

事業報告

自 2023年6月 1日

至 2024年5月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、インフレが進行しているものの、持続的な雇用環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり日経平均株価も史上初の4万円超えや、インバウンド需要の拡大などもあり回復傾向にあります。一方、世界経済においては、中東紛争、ロシアによるウクライナ侵攻継続や、中国の景気不安など、海外の様々な情勢不安が国内景気を下押しするリスクが想定されております。

国内のアウトドア業界につきましては、残暑や暖冬などの気候要因によって季節商品の販売に苦戦する環境となったことと、一時的なブームの反動により、国内旅行や多様なレジャーに移っており、アウトドア市場全体としては調整局面が続いていると考えております。また、工業用製品事業においては商品需要の減少と一部商品の製造中止などが顕著に数字に表れる結果となりました。このような情勢の中、当社グループにおきましては、主力商品である「アウトドアスパイス ほりにし」の販売が好調を維持しております。シリーズ累計出荷本数は600万本を突破し、多種多様な業界とのコラボレーションなどを行い、メディアにも多数取り上げられ、今後も市場拡大を見込んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は3,713,415千円(前連結会計年度比12.1%減)、営業利益は343,679千円(同38.5%減)、経常利益は358,358千円(同37.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は234,178千円(同40.0%減)となりました。

(2) 資金調達の状況

当期において記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当期における主要な設備投資はありません。

(4) 他の会社の株式の取得の状況

当社は、2023年8月29日をもって、株式会社DIGの発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

(5) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第16期 2022年5月期	第17期 2023年5月期	第18期 2024年5月期
売上高(千円)	3,583,994	4,226,151	3,713,415
経常利益(千円)	511,542	574,188	358,358
当期純利益(千円)	345,477	390,375	234,178
1株当たり当期純利益 (円)	1,151.59	1,301.25	780.59
総資産(千円)	1,779,432	2,183,828	2,058,498
純資産(千円)	720,602	1,110,977	1,345,155

(注)

1. 第16期より連結財務諸表を作成しております

② 当社の財産及び損益

区分 \ 期別	第15期 2021年5月期	第16期 2022年5月期	第17期 2023年5月期	第18期 2024年5月期
売上高(千円)	2,619,316	3,163,698	3,628,860	3,096,444
経常利益(千円)	94,214	442,375	505,482	309,630
当期純利益(千円)	65,127	298,597	341,331	193,275
1株当たり当期純利益 (円)	217.09	995.32	1,137.77	644.25
総資産(千円)	1,184,268	1,684,270	1,965,792	1,698,495
純資産(千円)	375,441	674,038	1,015,370	1,208,645

(注)

1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 2022年10月15日付で普通株式1株につき1,500株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

（６）対処すべき課題

当社グループにおきましては、当期においては減収にはなりましたが、更なる持続的な成長を成し遂げるため、当社を取り巻く刻々と変化する経済状況に対し、迅速かつ適切に対応してまいります。

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

■ 店舗の展開

当社グループにおきまして、安定的な収益基盤を構築していくためには、既存店舗における競合他社よりも充実した商品ラインナップやサービスの提供と新規店舗の展開が重要な課題となります。新規店舗については、急速な展開を図るのではなく、トレンドを捉えた店づくり、コンセプトづくりを徹底して、展開を図ってまいります。

■ 人材の確保及び育成

当社グループにおきましては、店舗運営のための人材の確保とその育成が重要な課題となります。パート・アルバイトの社員登用や中途採用等を積極的に行うとともに、教育、研修の強化を図りながら、育成に取り組んでまいります。

■ ブランディングの強化及び更なる知名度の向上

当社グループにおきましては、今後の成長のためには「アウトドアショップ Orange」のブランド力や「アウトドアスパイスほりにし」の知名度を更に向上させることが重要であると考えております。知名度を高めることにより新規顧客獲得や新規取引業者の獲得を行うことが販路拡大につながるため、費用対効果を見極め十分な市場調査を行った上、宣伝活動に取り組んでまいります。

■ 事業資金確保について

当社グループにおきましては、更なる事業拡大を見据え、資金調達手段を多様化することで、中長期的に安定した成長が可能な財務体質の強化に努めてまいります。

■ 経営基盤の強化

当社グループにおきましては環境変化へ迅速に対応するとともに、効果的有機的な経営体質の実現を果たすために権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。特に経営管理体制の強化、経営人材の強化により、更なる経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業が拡大していく中で、内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

■ リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社グループにおきましては持続的な拡大を支えていくために、当社グループとし

ては業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことが重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に適時に果たすためには、コンプライアンス体制の更なる充実・強化が重要であると認識しております。法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会・組織の機能強化と社内の徹底した情報共有化のために施策に取り組めます。

■ 法令違反・法改正の影響について

当社グループにおきましては事業活動を行うにあたって、法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、販売管理体制の構築、全社員に対して教育・周知の徹底、また、適宜、弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、これらの法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社グループの事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

■ 天災、感染症等への対応について

当社グループにおきましては、地震、風水害などの自然災害により社屋・従業員等のその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、直接的又は間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、今後も新型コロナウイルスのような感染症が全世界的に拡大した場合、経済活動の制限を余儀なくされる可能性があります。このような感染症等の蔓延の要因による顧客の購買意欲の後退等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

上記課題を克服するため、全社をあげて鋭意努力してまいります。株主の皆様におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2024年5月31日現在）

1. アウトドアスポーツ事業

アウトドア商品を主にeコマース、店舗、卸売のチャンネルで販売しております。

販売するアウトドア商品に関しては、「なぜ売れているか」を念頭に置き、各社発表の新商品でも各バイヤーがセレクト、幅広いユーザーに応えるアウトドアセレクト商品を取り扱うことが当社の強みです。有名ブランドとコラボレーション商品を多数展開し、日本全国に商圏を広げ、販売を行っております。

「アウトドアスパイスほりにし」は当社の堀西が5年の歳月を掛け、20種類以上のスパイ

スや調味料をブレンドしたオールインワンスパイスをプロジェクトリーダーとして開発し、アウトドア業界では定番の調味料として2019年の販売からシリーズ累計販売本数600万本突破の人気商品となっております。2022年10月の「調味料選手権2022」で総合1位を獲得するなど、各種メディアにも多数取り上げられております。

また、自社で立案、企画を行い、他にはないアウトドア商品を展開するプライベートブランド「MIKAN」を販売しております。厚生労働省の除去用医薬部外品承認済みの蚊取り線香 ザ・パンチや、スプレータイプでヤブ蚊・マダニから体を守るザ・ディフェンダー、アウトドアでも家でも使えるIH対応のホーローダッチオーブンや「置く、吊るす、くっつける」を実現した3wayランタンなど、アウトドアをするうえで、「かゆいところに手が届く」商品を取り揃え、今後も更なる展開を行います。

その他、サーフィン&アウトドアライフが人気のイラストレーター「JONAS CLAESSION」とExclusive(独占)契約を締結し、有名アパレルブランド等とのコラボレーション商品を提案しております。

2. 工業用製品事業

当社の子会社であるエストレード株式会社では、世界の銀行券及びセキュリティドキュメント市場で高いシェアを占めスイスに本拠地を置き多くの拠点を有するSICPA SAの日本総代理店として、偽造防止用特殊セキュリティインキを日本の市場に提供しております。セキュリティインキとは、銀行券をはじめとしたセキュリティドキュメントの偽造防止を目的に開発された製品で、世界の銀行券に使用され銀行券のみならず商品の偽造防止用ラベルに使用されております。具体的にはSICPA SAより仕入れた製品を日本の印刷関連の法人へ販売するとともに、製品使用量に基づいて一定の手数料収入を得ております。また、農業用灌漑用水の効率的な管理と省力化機器を世界に提供しているイスラエルに本拠地を持つARAD Limited社、スペインに本拠地を有し世界中にネットワークを持ち、農業、緑化、スポーツ関連市場に広範な仕様のスプリンクラーを製造する専門会社VYR S.Aの代理店として機器販売を行っております。

3. 飲食及びホテル事業

当社の子会社である株式会社DIGでは、東京都台東区柳橋に「AMBIVALENT=両価性」をコンセプトにしたカフェとカプセルホテルの複合スペース「OUR OUR」を運営しております。3つのタイプのスペースが用意されており、宿泊だけにとどまらず、ワークスペースとしてのご利用も好評です。また、1階には焼ドーナツで多数のメディアに取り上げていただいているカフェ&レストラン Pretty good が併設されております。

(8) 主要な事業所 (2024年5月31日現在)

本 社：和歌山県伊都郡

店 舗：和歌山県伊都郡、大阪府大阪市、三重県多気郡

子会社：神奈川県藤沢市

(9) 従業員の状況 (2024年5月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名〔52名〕	1名 増〔18名増〕	36歳8か月	3年2か月

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名〔35名〕	3名 減〔－〕	35歳8か月	3年5か月

(注)

従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

(10) 重要な子会社の状況 (2024年5月31日現在)

当社は子会社であるエストレード株式会社の株式を180株（出資比率100%）保有しています。主な事業内容は、スノー関連の商材を扱うアウトドアスポーツ事業と主にセキュリティインク原料の販売を行う工業用製品事業を行っております。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2024年5月31日現在)

借入先	借入金残高
三菱UFJ銀行	100,000千円
紀陽銀行	96,080千円
商工組合中央金庫	45,400千円
日本政策金融公庫	3,100千円

2. 会社の株式に関する事項（2024年5月31日現在）

（1）発行可能株式総数 1,200,000株

（2）発行済株式の総数 300,000株

（3）株主数 2名

（4）主要株主

株主名	保有株式数	保有株式数の割合
池田 道夫	299,900株	99.97%
株式会社 DREAM REALITY	100株	0.03%

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年5月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2024年5月31日現在）

（1）取締役の氏名等

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田 道夫	エストレード株式会社代表取締役 企業経営における最高責任者
取締役	桑野 光生	経理・財務
取締役	山中 一晃	人事・法務・労務・経営管理
取締役	長谷場 友理子	eコマース全般
取締役	藤本 剛	新規事業部
取締役	徳山 博	IR・子会社管理 株式会社Stand by C FOS代表取締役
取締役 監査等委員	鳴瀧 英人	
取締役 監査等委員	鈴木 智仁	中之島中央法律事務所弁護士
取締役 監査等委員	嘉村 哲	株式会社ブリッジマネジメント代表取締役

（注）

1. 監査等委員である取締役鳴瀧英人氏、鈴木智仁氏、嘉村哲氏の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役鳴瀧英人氏は、金融機関における長年の経験があり、

財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 監査等委員である取締役鈴木智仁氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2023年11月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって、池田美佳氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 取締役（監査等委員）鳴瀧英人氏、鈴木智仁氏及び嘉村哲氏は、2023年11月28日開催の臨時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
6. 取締役藤本剛氏及び徳山博氏は、2024年4月1日開催の臨時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。

（２）責任限定契約の概要

当社と社外取締役である各監査等委員は会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。

（３）当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		
			金銭報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7 (-)	94,560 (-)	94,560 (-)	- (-)	- (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3 (3)	6,300 (6,300)	6,300 (6,300)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	10 (3)	100,860 (6,300)	100,860 (6,300)	- (-)	- (-)

（注）

1. 上表には、2023年11月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年11月28日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年11月28日開催の臨時株主総会において年額40,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。また、監査等委員の報酬は監査等委員の協議により決定しております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

嘉村哲氏は、株式会社ブリッジマネジメントの代表取締役を兼職しております。なお、当社と株式会社ブリッジマネジメントとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度中における主な活動内容

区 分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	鳴瀧 英人	2023年11月の就任後に開催された当期の取締役会11回のうち11回、監査等委員会7回のうち7回に出席し、長年にわたって培われた金融機関での実務及び上場企業での監査役の経験に基づき、適切な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	鈴木 智仁	当期の取締役会19回のうち19回、監査等委員会7回のうち7回に出席し、企業経営、内部統制並びに法務及びコンプライアンスに関する幅広い知見と豊富な経験に基づき、適切な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	嘉村 哲	2023年11月の就任後に開催された当期の取締役会11回のうち11回、監査等委員会7回のうち7回に出席し、内部監査及び内部統制に対する十分な実務経験を有しており、豊富で幅広い見識と知見を有していることから、当社の経営の監督・監査に適切な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額 11百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 11百万円

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査報酬見積金額について検討した結果、合理的であることから会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められるなど、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任又は不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務を適正に確保するための体制等の整備に関する事項

① 内部統制システム

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会を設置するとともに、日常的に事業の監視をする役割として内部監査担当者を配置しております。重要な経営判断と業務実行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査等委員より、経営に対する牽制・監督機能を図る体制としております。監査等委員は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な職務執行がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、監査等委員の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

② 社外取締役

当社は、監査等委員である取締役として社外取締役が3名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制が構築され、ガバナンスは適正に運用されております。なお、社外取締役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

③ リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っ

ております。また、必要に応じて弁護士等の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度は取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議致しました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針（2024年5月31日現在）

記載すべき事項はありません。

（注）本事業報告書中の記載金額については、表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,628,786	流動負債	607,952
現金及び預金	540,056	買掛金	158,546
受取手形及び売掛金	394,594	短期借入金	250,000
商品及び製品	673,169	1年内返済予定の長期借入金	46,720
仕掛品	141	未払法人税等	36,804
原材料及び貯蔵品	10,730	賞与引当金	2,706
その他	25,149	その他	113,175
貸倒引当金	△15,057	固定負債	105,389
固定資産	429,712	長期借入金	97,860
有形固定資産	280,078	退職給付に係る負債	4,309
建物及び構築物	112,616	その他	3,220
機械装置及び運搬具	47,574		
土地	194,752		
その他	52,650	負債合計	713,342
減価償却累計額	△127,515	(純資産の部)	
無形固定資産	8,490	株主資本	1,345,155
ソフトウェア	6,290	資本金	10,000
ソフトウェア仮勘定	2,200	利益剰余金	1,335,155
投資その他の資産	141,143		
繰延税金資産	68,340		
その他	72,803	純資産合計	1,345,155
資産合計	2,058,498	負債・純資産合計	2,058,498

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		3,713,415
売上原価		2,238,323
売上総利益		1,475,091
販売費及び一般管理費		1,131,411
営業利益		343,679
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,528	
為替差益	9,732	
保険解約益	5,847	
その他	1,892	21,000
営業外費用		
支払利息	6,238	
その他	84	6,322
経常利益		358,358
特別利益		
固定資産売却益	2,071	2,071
税金等調整前当期純利益		360,429
法人税、住民税及び事業税	136,914	
法人税等調整額	△10,662	126,251
当期純利益		234,178
親会社株主に帰属する当期純利益		234,178

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	1,100,977	1,110,977	1,110,977
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益		234,178	234,178	234,178
当期変動額 合計	-	234,178	234,178	234,178
当期末残高	10,000	1,335,155	1,345,155	1,345,155

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 エストレード株式会社、株式会社DIG

株式会社DIGについては、当連結会計年度において全株式を取得したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による薄価切下げの方法により算定）

イ. 商品 移動平均法

ロ. 製品・仕掛品・原材料 先入先出法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

当社グループは、アウトドアスポーツ事業、工業用製品事業の各分野の商品の販売、及び製品の製造販売を主な事業とし、これら商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、アウトドアスポーツ事業において、他社が運営するポイント制度に基づき商品又は製品の販売時に顧客に付与するポイント相当額については、第三者のために回収する額として控除した純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(棚卸資産の評価方法の変更)

従来、当社の商品の棚卸資産の評価方法として、最終仕入原価法を採用していましたが、当連結会計年度より移動平均法による原価法に変更しております。

この変更は、基幹システムの改修を契機として、移動平均法にて在庫評価を行う方が、より適切な棚卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによるものです。

なお、過去の連結会計年度について、移動平均法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前連

結会計年度末の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高として計算しております。

また、この変更による影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

商品及び製品	673,169千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品及び製品の評価について、正味売却価額が在庫簿価を下回る場合には、取得原価を正味売却価額まで減額しております。加えて、滞留による収益性の低下の事実を反映するために、直近の販売実績に照らして販売可能と判断される商品及び製品を除外したうえで、仕入年度から一定の期間を超える商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げております。滞留による収益性の低下の判断においては、直近の販売実績や今後の需要予測に照らした販売可能性、及び滞留在庫の判定に用いた一定の期間を主要な仮定としていますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、帳簿価額の切り下げに伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形及び売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	757千円
売掛金	393,837千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

土地	93,520千円
計	<u>93,520千円</u>

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	9,360千円
長期借入金	<u>71,660千円</u>

計	81,020千円
---	----------

(3) 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	280千円
------	-------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	300,000株
------	----------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。またその一部は、商品の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、毎月受取手形及び売掛金の明細を作成し、取引相手ごとに期日及び残高を管理して回収遅延や貸倒れの未然防止を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や市場価格等の変動リスク）の管理

長期借入金について金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場を踏まえ、借入期間の当該リスクは限定的なものと認識しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	144,580	144,579	△0
負債計	144,580	144,579	△0

(※)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	-	144,579	-	144,579

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,483円85銭
- (2) 1株当たり当期純利益 780円59銭

貸 借 対 照 表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,269,732	流動負債	387,680
現金及び預金	333,067	買掛金	142,228
受取手形	757	短期借入金	100,000
売掛金	346,593	1年内返済予定の長期借入金	46,720
商品及び製品	577,983	未払金	62,156
仕掛品	142	未払費用	8,665
原材料及び貯蔵品	10,680	未払法人税等	21,997
前渡金	537	未払消費税等	122
前払費用	14,457	前受金	280
未収入金	410	預り金	3,588
その他	159	賞与引当金	1,921
貸倒引当金	△15,057	固定負債	102,169
固定資産	428,763	長期借入金金	97,860
有形固定資産	253,089	退職給付引当金	4,309
建物	79,336		
構築物	15,274		
機械装置	1,821		
車両運搬具	45,753		
工具器具備品	37,894		
土地	194,752		
建設仮勘定	327	負債合計	489,849
減価償却累計額	△122,069	(純資産の部)	
無形固定資産	6,290	株主資本	1,208,645
ソフトウェア	6,290	資本金	10,000
投資その他の資産	169,383	利益剰余金	1,198,645
関係会社株式	9,000	その他利益剰余金	1,198,645
出資金	1,750	繰越利益剰余金	1,198,645
関係会社長期貸付金	45,000		
繰延税金資産	74,392		

保険積立金	53,440		
差入保証金	9,348		
貸倒引当金	△23,548	純資産合計	1,208,645
資産合計	1,698,495	負債・純資産合計	1,698,495

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		3,096,444
売上原価		1,857,031
売上総利益		1,239,412
販売費及び一般管理費		937,460
営業利益		301,952
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,886	
保険解約益	5,847	
その他	2,730	10,465
営業外費用		
支払利息	2,717	
その他	69	2,786
経常利益		309,630
特別利益		
固定資産売却益	2,071	2,071
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	23,548	23,548
税引前当期純利益		288,153
法人税、住民税及び事業税	112,791	
法人税等調整額	△17,913	94,878
当期純利益		193,275

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰 余金			
当期首残高	10,000	1,005,370	1,005,370	1,015,370	1,015,370
当期変動額					
当期純利益		193,275	193,275	193,275	193,275
当期変動額 合計	-	193,275	193,275	193,275	193,275
当期末残高	10,000	1,198,645	1,198,645	1,208,645	1,208,645

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による薄価切下げの方法により算定）

ハ. 商品 移動平均法

ニ. 製品・仕掛品・原材料 先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

当社は、アウトドアスポーツ事業の商品の販売及び製品の製造販売を主な事業とし、これら商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、アウトドアスポーツ事業において、他社が運営するポイント制度に基づき商品又は製品の販売時に顧客に付与するポイント相当額については、第三者のために回収する額として控除した純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(棚卸資産の評価方法の変更)

従来、当社の商品の棚卸資産の評価方法として、最終仕入原価法を採用していましたが、当事業年度より移動平均法による原価法に変更しております。

この変更は、基幹システムの改修を契機として、移動平均法にて在庫評価を行う方が、より適切な棚卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによるものです。

なお、過去の事業年度について、移動平均法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として計算しております。

また、この変更による影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

商品及び製品 577,983千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類 連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 棚卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

土地	93,520千円
計	93,520千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	9,360千円
長期借入金	71,660千円
計	81,020千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	281千円
--------	-------

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

① 売上高	27千円
② 仕入高	9,543千円
③ 営業取引以外の取引 による取引高	45千円

(2)関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額23,548千円は、株式会社DIGに対するものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,056 千円
棚卸資産評価損	49,690 千円
貸倒引当金	11,898 千円
差入保証金	879 千円
賞与引当金	649 千円
退職給付引当金	1,456 千円
一括償却資産	255 千円
出資金	2,230 千円
減損損失	5,274 千円
繰延税金資産小計	74,392 千円

評価性引当額	- 千円
繰延税金資産合計	74,392 千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社DIG	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	45,000	関係会社長期貸付金 (注2)	45,000

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 当事業年度において、株式会社DIGへの関係会社長期貸付金に対して23,548千円の関係会社貸倒引当金繰入額及び関係会社貸倒引当金を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,028円81銭
- (2) 1株当たり当期純利益 644円25銭

2024年7月31日

株式会社ミモナ

取締役会 御中

清稜監査法人

大阪事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 井上達也

公認会計士 中村健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミモナの2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミモナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2024年7月31日

株式会社ミモナ

取締役会 御中

清稜監査法人

大阪事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士 井上達也

指定社員

業務執行社員

公認会計士 中村健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミモナの2023年6月1日から2024年5月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

（１） 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（２） 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 取締役会は会社の内部統制に係る体制全般に関する決議を行っていませんが、当該会社の内部統制に係る体制全般に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月1日

株式会社ミモナ 監査等委員会

監査等委員 鳴瀧英人 印

監査等委員 鈴木智仁 印

監査等委員 嘉村 哲 印